

---

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第2、議案第78号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第78号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当より説明申し上げます。

（総務課長 山本稲一君 提案理由説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○6番（渡辺文彦君） ちょっと確認したいんだけど、人権擁護っていう機運が高まって、こういう法律っていうのが出てくることは僕は理解できるんだけど、元来、地方公務員になれるような方々が、欠格事項を持っていたような方が、公務員になれるのかどうかということ自身に疑問があるんだけど、その辺はどうなのかなと。当然、平等の権利を与えるってことは必要なんだろうけれど、欠格事項を持っていたような方が、公務員として勤務できたのかどうかっていうこと自身が・・・おそらくできないんだろうということがあったから、おそらく前は法案があったんだろうと思うんだけど、それを外したことによって、そういう方が救済されるのかどうかよく見えないんだけど、その辺ちょっと。

○総務課長（山本稲一君） 欠格条項の関係につきましては、これは法律が改正されたものですから、うちの町でどうこうということとはできないんですけども、今までは成年被後見人、被保佐人ということで一括ダメですよと、排除がされておりました。

今後は、成年被後見人であるから欠格条項に該当するのではなくて、それぞれその方を一人一人見て、意思決定能力がなければダメですけども、意思決定能力があれば、良いですよといったことになります。

○6番（渡辺文彦君） あくまで、機会の均等を図るってことだよな、これは、全ての人に対してね、そういう理解で良いんだよな。

○7番（高柳孝博君） 今の欠格のある人を雇って良いのかって話があるんですけど、例え

ば身障者であるとか、そういう方だっていうのは、一定割合を雇いなさいっていうことがあるんですよね。そういうようなことかなと理解したんですけど、それとは違うんでしょうか。

○総務課長（山本稲一君） 身障者の関係とは別です。

以前に公職選挙法の方でも改正がありまして、選挙の方も成年被後見人は選挙できませんよということになっていたんですけど、それも成年被後見人であるからといって差別をしてはいけませんよというようなことでの改正だったと思いますけれども、今回の改正も成年被後見人であることのみをもって、公務員の欠格条項に該当するといった判断はしないで、一人一人ちゃんと見て、判断してくださいよといったようなことです。

○7番（高柳孝博君） 先ほどの質問は、そういう方を雇って良いかっていう話でしたので、ということは雇った後で、例えば後見人になったと、そういう方も救済しようと、最初から雇うということではなくて、雇った後でそうなった場合に救済できるということなんじゃないかな。

○総務課長（山本稲一君） 今までは、成年被後見人であると雇えなかったんですけど、今後は、成年被後見人であっても、その人が・・・仕事を見たらうえで大丈夫だよということであれば雇えるということです。

○議長（藤井 要君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第78号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての  
件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（藤井 要君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前 9時44分）

---